

## 社会福祉法人聖久会指定通所介護事業所（通所型サービス）運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人聖久会が開設する指定通所介護事業所および通所型サービス（以下「通所介護等」という。）が行う通所介護等の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護等を提供することを目的とする。

### （運営方針）

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 通所介護等事業を行う事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は次のとおりとする。

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 一 名称   | 東所沢みどりの郷指定通所介護事業所                    |
| 二 所在地  | 埼玉県所沢市坂之下9-4-1-3（介護老人福祉施設東所沢みどりの郷1階） |
| 三 事業単位 | 1単位                                  |
| 四 定員   | 40人                                  |

### （事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| 一 管理者  | 1人（介護老人福祉施設東所沢みどりの郷事務長兼務） |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。                             |                           |
| 二 生活相談員  | 2人（常勤職員 2）                |
| 生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。 |                           |
| 三 看護職員   | 常勤換算 1人以上                 |
| 看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。                      |                           |
| 四 介護職員   | 常勤換算 7人以上                 |

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

五 機能訓練指導員 1人（看護職員が兼務）

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。

六 運転手 4人

運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護の提供に従事する。

（営業日及び時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日とする。（ただし、12月31日から1月3日までを除く。）

二 営業時間 8時30分から17時30分とする。

（サービス提供の留意事項）

第6条 通所介護等の留意事項は、次のとおりとする。

一 通所介護等の提供にあたっては、次条第1項に規定する通所介護等計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

二 従業者は、通所介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う。

三 通所介護等の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 通所介護等は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護等計画の作成）

第7条 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護等計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の通所介護等計画を作成したときは、利用者又はその家族に対しその内容等について説明し同意のうえ交付するものとする。

3 通所介護等計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護等計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

（通所介護等の利用料及びその他の費用の額）

第8条 通所介護等の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 通常の時間を超え通所介護等を受ける場合

二 食費 1食当り750円（おやつ代含）

三 おむつ代 実費

四 その他、日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、所沢市、志木市、新座市、富士見市、三芳町の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 サービスの利用にあたって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

2 利用にあたって、体調不良等によって通所介護等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時等における対応方法）

第11条 通所介護等の提供にあたる者は、サービス提供時に利用者の病状の急変その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師等に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害対策に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止ため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他、運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者が資質向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、聖久会法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

3 この規程は、平成16年5月1日から施行する。

4 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

5 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

7 この規定は、2019年4月1日から施行する。

8 この規定は、2023年9月1日から施行する。